

国の施策にみる精神科病床数

厚生（労働）白書からみるわが国の精神保健施策の意図

立教大学大学院博士後期課程 松原玲子（会員番号 007586）

キーワード：精神科病床数、精神保健福祉施策、厚生（労働）白書

1. 研究目的

2009（平成 21）年 10 月 1 日現在のわが国の精神科病床数は 348,121 床、人口 1 万対病床数では 27.3 床である。この数字の大きさは諸外国には類をみない。本研究では、戦後、精神科病床数がどのように推移し、それに対して精神保健福祉施策がどのような影響を与えてきたのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では戦後の精神科病床数に関して国が公表している統計データを用い、その推移と精神保健福祉施策や方向性と照らし合わせた。精神保健福祉政策とその方向性については厚生（労働）白書（以下「白書」と記す）の記述を中心に、精神保健福祉関連法規および政府通知等の公的文書から抽出し検討した。

白書は 1956（昭和 31）年に創刊され 2010（平成 22）年までに 53 冊が公刊されている。記述は時代性や厚生（労働）省内での精神保健福祉の担当課の位置づけ等によって違いがみられる。また医療法に関連し医療提供体制といった側面からの記述もあるが、精神科医療については医療全体の一部として取り上げられおり、精神科病床数については事実のみにふれられているにすぎない。そのため地域医療計画に基づく基準病床数（必要病床数）については本発表ではとりあげない。本研究は精神衛生法成立以降、法改正に基づき時代を 4 期にわけて白書の記述の整理を行う。また通知等についてはできるかぎり原文をあたった。なお本発表においては白書のタイトルに含まれる発表年次と取り扱っている年度が時代によって変化しているため年度年次報告書（以下「何年次」と記す）で統一する。

3. 倫理的配慮

本研究は白書と国からの通知を中心とした公的文書を二次利用した研究であり、特別な倫理的配慮は必要としない。社会福祉学会の研究倫理指針を遵守し、現在精神科病院と一般病院精神科に入院中である 30 余万人の精神病患者の存在を心に発表を行う。

4. 研究結果

以下、精神衛生法成立以降を法改正に基づき時代を 4 期に区分し病床数の推移と精神保健福祉施策を照らし合わせていく。

第 1 期（1950～1964 年）は精神病床数が毎年 1 万床以上増加していた時期である。この間の施策としては 1954（昭 29）年に精神衛生法改正、1956（昭 31）年に公衆衛生局精神衛生課が新設、1958（昭 33）年に厚生事務次官通知 132 号および医務局長通知 809 号が出されていること等がある。また 1960（昭 35）年には医療金融公庫が設立されている。その中で白書では整備目標病床数として 17 万床程度、人口 1 万人当たり 17.3 床という数

字があがっている（昭和36年次および37年次）。そして昭和39年次では「さしあたって1万人当たり20床を目標」と変化する。

第2期（1965年～1987年）になると1967（昭42）年には病床数が21万床を超え、「目標とした万対20床は、ほぼ達成された」（昭和42年次）とある。この時期諸外国はすでに脱施設化にむかっているにもかかわらず1968（昭43）年には医療局長通知で人口万対病床数は25床に引き上げられ、それが達成したのは1971（昭46）年となる。増床ペースは1969（昭44）年以降落ちていくが1979（昭59）年には30万床を超える。昭和42年次には「特殊病棟の数はきわめて少なく、今後これらの病床の新增設等充実に必要がある」とあり、同様の記述は表現の変化はあるものの昭和55年次まで続く。一方、社会復帰についての記述がみられはじめ昭和46年次より取扱いが大きくなる。昭和60年次からは「入院中心の医療体制から地域中心のケア体制へ」という方向性が示される。昭和61年次において「58年度精神衛生実態調査において、精神病院入院患者のうち条件を整えば約3割の者が退院の可能性があることがあきらかになる」という社会的入院に関する具体的な記述がある。

第3期（1988年～1994年）は1994（平6）年に精神病床数は362,847床、人口万対病床数は29床と戦後最大となる。白書に病床数に関する記述はなく統計データが提示されているのみである。平成6年次には「入院中の精神障害者のうち、数万人は条件を整えば退院可能である」といった記述がみられる。

第4期（1995年～2010年）は少しずつではあるが病床数は減少に転じる。病床数に関する具体的な目標値が出されることはないが、「入院患者32万人のうち数万人は地域の保健福祉基盤を整えば社会復帰可能 32万人 30万人（平成7年次）と図に記されている。また1997（平9）年に精神保健福祉土法が成立したが、精神保健福祉士は「精神障害者の社会復帰のための支援を行う専門職」（平成9年次）と位置づけ役割が期待されている。平成14年次からは「受入れ条件を整えば退院可能な者（いわゆる社会的入院者）が約72,000人も存在すること」が記述される。2004（平16）年には「精神保健医療福祉の改革ビジョン」「グランドデザイン」が示され「受入れ条件を整えば退院可能な精神障害者の10年後の解消を目指す」（平成18年次）とある。2009（平21）年には「精神保健の更なる改革に向けて」が発表され平成21年次に概要が図示されている。そこでは目標値として「統合失調症入院患者数を15万人に減少＜H26＞」「入院患者の退院率等に関する目標を継続し、精神病床約7万床の減少を促進」と病床数減をはじめ具体的に記述している。

以上、照合し概観すると、増床にむけては第1期～第2期はじめに施策が打ち出され、具体的な数値目標が挙げられている。しかし目標達成以後も増床は長きにわたって続いた。また受入れ条件を整えば退院可能な精神障害者の存在は1980年代後半には明らかであったが充分に対応していない。減床にむけての施策は2008（平20）年まで具体的な数値目標は退院者数の目標値でしかなく病床削減数ではなかった。以上のことが整理された。